

地域計画案の縦覧について

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定に基づき地域計画を定めるにあたり、同条第 7 項の規定により、次のとおり、地域計画（案）を縦覧いたしました。

縦覧期間

令和 7 年 3 月 24 日（月曜日）～ 4 月 7 日（月曜日） 土曜日・日曜日・祝日を除く

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

縦覧件数

0 件

意見書について

期間内に意見書はございませんでした